
プロジェクト	譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化
項目	本日の審議の概要

本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご審議いただく事項の概要について説明することを目的としている。

譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化

(これまでの経緯)

2. 第 537 回企業会計基準委員会（2024 年 12 月 3 日開催）において、企業会計基準諮問会議からの提言を受けて、譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化について、今後、リソースの状況を踏まえて、検討を開始することとされた。
3. 第 566 回企業会計基準委員会（2025 年 12 月 25 日開催）及び第 247 回金融商品専門委員会（2025 年 12 月 17 日開催）では、新規テーマとして取り上げることとされた「譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化」に関して、これまでの経緯を示した上で、本プロジェクトの今後の進め方についてご意見を伺った。
4. 本資料第 2 項及び前項を踏まえ、企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会において金融商品会計基準等の改正に関する文案の検討を行った。これまでの文案の検討状況については、別紙にお示ししている。

(本日の審議事項)

5. 本日は、これまでの審議を踏まえ、以下について公表の承認に関するご審議をいただきたい（(1)から(3)の公開草案が公表議決の対象となる。）。なお、第 569 回企業会計基準委員会（2026 年 2 月 3 日開催）以降に行った修正は、参考資料としている修正履歴付の資料をご参照いただきたい。

(1) 企業会計基準公開草案（企業会計基準第 10 号の改正案）「金融商品に関する会計基準（案）」（審議事項(1)-2）

(2) 移管指針公開草案（移管指針第 9 号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」（審議事項(1)-3）

- (3) 企業会計基準公開草案（企業会計基準第 22 号の改正案）「連結財務諸表に関する会計基準（案）」（審議事項(1)-4)
 - (4) 「コメントの募集及び本公開草案の概要」の文案の検討（審議事項(1)-5)
6. なお、次の事項について、第 249 回金融商品専門委員会（2026 年 2 月 2 日開催）で聞かれた意見は審議事項(1)-6、第 569 回企業会計基準委員会で聞かれた意見は審議事項(1)-7 で示している。
- (1) 適用時期及び経過措置の検討
 - (2) 企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」の改正案の検討
 - (3) 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」の改正案の検討
 - (4) 移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」の改正案の検討

以上

別 紙

金融商品会計基準等の改正に係る文案の検討状況

検討した項目	企業会計基準委員会	金融商品専門委員会
(1) 「金融商品に関する会計基準(案)」	第 568 回 (2026 年 1 月 20 日) 第 569 回 (2026 年 2 月 3 日)	第 248 回 (2026 年 1 月 15 日) 第 249 回 (2026 年 2 月 2 日)
(2) 「金融商品会計に関する実務指針(案)」	第 568 回 (2026 年 1 月 20 日) 第 569 回 (2026 年 2 月 3 日)	第 248 回 (2026 年 1 月 15 日) 第 249 回 (2026 年 2 月 2 日)
(3) 「連結財務諸表に関する会計基準(案)」	第 569 回 (2026 年 2 月 3 日)	第 249 回 (2026 年 2 月 2 日)
(4) コメントの募集及び本公開草案の概要	第 569 回 (2026 年 2 月 3 日)	第 249 回 (2026 年 2 月 2 日)

以 上